

住民監査請求の監査結果に係る措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき、住民監査請求の監査結果に係る措置状況について神奈川県知事から通知があったので、その内容を公表する。

平成22年 9 月 28 日

神奈川県監査委員 木原 英和  
同 高岡 香

1 請求人の氏名及び住所

氏名（略）

住所（略）

氏名（略）

住所（略）

氏名（略）

住所（略）

氏名（略）

住所（略）

氏名（略）

住所（略）

氏名（略）

住所（略）

氏名（略）

住所（略）

氏名（略）

住所（略）

2 請求の受理

平成22年 5 月 17 日

3 監査結果及びその公表

神奈川県知事に対する勧告

平成 22 年 8 月 6 日付け神奈川県監査委員公表第 8 号

4 勧告の内容及び措置状況

勧告の内容	措置状況
平成20年度の政務調査費に係る交付金の額の確定の事務において、一部に財産の管理を怠る事実が認められた。したがって、知事は、別表の	住民監査請求に基づく監査の結果、監査委員が目的外支出とした項目について、該当の2会派は、その内容を修正し、収支報告書を議長に

とおり目的外支出とした項目について、交付先の県議会の各会派等がその内容を修正し、収支報告書の再提出を行ったことを確認するなど、必要な措置を平成22年9月30日までに講じられたい。

また、県の交付金の準則である補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）を踏まえて、知事は、政務調査費の額の確定を行う年度と交付先で実際の支出が行われる年度の間で乖離が生じないように、交付先も含め、関係規定等を整備されたい。

再提出した。当該収支報告書の写しが本職へ送付され、内容が適切に修正されていることを確認した。

また、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）を踏まえた関係規定等の整備については、議会において「議会改革検討会議」を設置し、政務調査費事務処理の手引きの改定等の検討を進めているとのことである。

今後、勧告の内容などを踏まえ、議会が改定する手引き等が適切に運用され、より政務調査費の使途の確保が適正に図られるよう努めていく。